

第100号議案

島根県立武道施設条例の一部を改正する条例

島根県立武道施設条例（昭和45年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項各号を次のように改める。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで

第12条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第15条第2項中「指定管理者」を「委員会」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。